

Title	中村菊男教授學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.6 (1960. 6) ,p.94- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600615-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中村菊男教授學位請求論文審査要旨

1 主論文 近代日本の法的形成

2 副論文 現代政治の實態

中村菊男君提出に係る學位論文について審査した結果は次の通りである。

先ず主論文の構成は、次の通りである。

第一部 條約改正と法典編纂

第一章 緒論

第二章 明治初期の條約改正と法典編纂

- (一) 明治政府の條約改正提議 (二) 岩倉大使の歐米派遣 (三) マリア・ルーズ號事件顛末 (四) 江藤新平の法典編纂 (五) 大木喬任の法典編纂 (六) 寺島宗則の條約改正

第三章 井上馨の條約改正と法典編纂

- (一) 刑法・治罪法の制定 (二) 井上の改正案と歐化政策 (三) 國權論の擡頭 (四) 三大建白運動と秘密出版事件 (五) 保安條例の公布と國民主義運動

第四章 大隈重信の條約改正と反對論の動向

- (一) 大隈入閣の事情 (二) 大隈の條約改正の概要 (三) 大隈案反對論の擡頭と賛否論戰 (四) 大隈の遭難と法典編纂論との關係

第五章 舊民法・商法と法典論爭

- (一) 舊民法・商法の審議と成立 (二) 民法典論爭の展開 (三) 舊民法人事編の性格 (四) 第三帝國議會における論戰と延期案の成立

第六章 初期議會と條約改正問題

- (一) 青木案の提議 (二) 大津事件と司法權獨立問題 (三) 榎本武揚と條約改正準備 (四) 初期議會の狀況

第七章 陸奥宗光の條約改正と條約勵行論

- (一) 陸奥の外相就任 (二) 民間政黨の動向 (三) 條約勵行論の擡頭 (四) 改正談判と日英條約の成立

第八章 法典調査會と明治民法・商法の成立

- (一) 法典調査會の設置 (二) 明治民法・商法の成立

第二部 民法典論爭性格論

第一章 民法典論爭の性格

- (一) 民法典論爭論 (二) 玉城筆氏説への批判 (三) 星野通氏説への批判

第二章 舊民法と民法典論爭

第三章 舊民法と明治民法

——星野通教授を駁す——

結言

明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の朝野が延期派と斷行派に分れて抗争したいわゆる「明治法典争議」は、近代日本の法制史のみならず、政治史、社會史において、もつとも大きな論争の一つであり、その論争の性格をいかに意義づけるかは、近代日本史研究における重要な問題點である。この論争の意義をまず高く評價されたのは、穂積陳重博士であつた。穂積博士は、斷行派のフランス系法學者が自然法學的立場にあり、これに反して延期派のイギリス法學者が歴史法學的立場にあるものとし、この論争の本質を、ドイツにおけるザヴィニール、ティボーの法典争議と同様に、自然法學派と歴史法學派の争いとみる所見を發表したのである。

ところが、昭和のはじめ、平野義太郎氏は、ドイツの法典争議と明治法典争議とを對比する穂積説は、資本主義發展段階におけるドイツと日本との構造上の差異を無視した觀念法學者の謬見であるとし、あらたに、明治法典争議の性格を、ブルジョア民主主義的自由民權派と保守的封建的國權主義派との對立、抗争であると規定し、

それは日本資本主義體制の構造矛盾の私法的表現であると論結したのである。このような平野説には、舊民法そのものの性格を進歩的、ブルジョア自由主義的とみる見解がその根底となつていた。平野説はその後、ながく學界を支配し、いわゆる通説的立場として重きをなし、いまなお、その説の支持者はすくなくない。終戦後、明治法制史の研究が、さまざまの角度から活潑になるに及び、平野氏の見解に對する異説が、かなり多くの學者によつて提示されはじめ、俄然、明治法典争議に關する論争は、斯界の脚光をあびるに至つた。とくに、戦前、その利用が禁止されていた明治民法史關係資料の解放に伴い、舊民法編纂過程の研究が格段の進捗をみるや、平野説がよつて立つ舊民法性格論に大きな動搖を生じたことは、注目すべき現象であらう。

主論文は、著者がそうした反平野説の側に立つ學者の一人として、過去十數年にわたつて、學界に發表された舊民法及び法典争議に關する諸論説を體系的に集成し、さらにすすんで條約改正に關する研究を添加し、以て條約改正と法典争議との關連を究明した勞作である。

本論文の過半を占める第一部は「條約改正と法典編纂」と題し、明治政府の樹立より、明治三十年にいたる期間、すなわち、岩倉具視大使歐米派遣を中心とする維新直後の條約改正問題に端を發し、

井上馨、大隈重信、青木周藏、陸奥宗光等の外務卿、外務大臣によつて行われた條約改正事業の變遷を辿り、それぞれの時代における法典編纂事業の過程を精細、丹念に考察している。もちろん、條約改正と法典編纂との關連は、他の學者においても取りあげられ、考察されたことはあるが、著者は、兩者の關係は「單に外交史的な、或いは法制史的な資料の蒐集、整理によるのみでなく新しい文明史的な視角からの検討が必要」(序言)との見識にたち、兩者の關係をきわめてあざやかに描き出している。とくに、明治二十二年十月、大隈外務大臣の遭難にもとづく條約改正運動の一頓挫が、法律取調委員會内部の民法編纂事業に、一轉機をもたらしたとみる著者の斷定は、きわめて示唆に富む卓見とみるべきであろう。また條約改正のバックをなす當時の政治狀勢の分析についても、資料の整理、考證に、多年にわたり明治政治史を専攻された著者ならではの感をふかくする。

本論文の第二部は「民法典論争性格論」と題し、終戦後、基本的には平野説を傳承する星野通博士との間に行われた數次にわたる著者の論戰、および同じく平野説に同調される玉城肇氏説への批判などを通じ、著者自身の舊民法性格論並びに民法典論争本質論を展開したものである。著者の舊民法性格論は、主としてその人事編の規定にもとづく論斷であるが、舊民法編纂過程において、草案の内容

が、進歩的なものから逐次保守的なものへと變化した事實に着目し、公布された舊民法人事編は、明治民法と同様に反動的な性格を内包していたものとする。この點、星野及び玉城説とは全く對立的である。著者の結論そのものは、他の學者によつてもすでに主張されたところであつて、かならずしも獨創的な見解とはいえないが、しかし、人事編の大部分の條文について、星野、玉城兩説に對し、徴に入り細にわたり反駁されている著者の詳密な條文解釋は、現在の學界における舊民法人事編研究に一層のふかみを與えたといふべく、その功績は、たかく評價しなければならない。舊民法の進歩性を否認する著者は、舊民法の施行をめぐる民法典論争の性格についても、また、平野説およびそれに同調する人々の見解とは全く異なつた結論に到達しているのは、蓋し當然の結果であろう。前にも一言したことく、平野説は、舊民法の進歩性を是認する前提にたつものだからである。著者は、民法典論争における斷行派をブルジョア民主主義的自由民權派、延期派を以て保守的封建的國權主義派とはみない。そして論争そのものの性格も、ブルジョア民主主義對半封建主義の對立抗爭というような歴史的次元を異にするものとは考えない。著者によれば、斷行論者たちも「ブルジョア民主主義的」な立場は、消極的にすら肯定してはなかつたのである。

著者によると、民法典論争は、佛法學派對英法學派の感情的、功

利的な學閥上の對立に由來するが、それを助長した最大の原因は、條約改正に關連する政治的立場の相違であるとする。すなわち、第一次伊藤内閣の歐化政策——それも條約改正の一方便であつたが——に對する反動として明治十年代から國民主義運動が擡頭した。この傾向は二十年代に入つて更に顯著になり、この派の人々は、條件附條約改正を國權侵害であるとし、條約改正と法典編纂の分離を主張した。この間における政府對民黨の關係は、單にイデオロギーの對立のみでなく、個人的、黨派的對立が入りくみ複雑である。しかし、結局のところ、二つの主張の對立となつてあらわれた。國權確立のためには條約改正が絶対に必要であるとし、その附帶條件として法典の編纂の急務をみとめる政府當局並びにその同調者と、他方において條約改正の手段として法典編纂を約束することは、國權の侵害とみる見解の對立がそれである。前者が斷行派で、後者が延期派であつたとするのが著者の結論である。

以上が、著者の主論文の要旨である。思うに民法典論争の本質はきわめて複雑であり、またその解釋も、學者の思想的立場の相違があるからには、統一的見解を樹立することが困難であらう。しかし、著者の業績は、これまでの平野説を中心とする通説の見解に對して、實證的な立場からきわめて異色ある主張を闡明したものであり、近代日本法制史研究に及ぼせる著者の寄與は、特筆すべきもの

があるといわねばならない。

副論文「現代政治の實態」は、民主社會主義 (Democratic Socialism) の立場に立つ著者が、「現代政治の社會的、思想的背景」「各國政治の諸形態」「政黨政治の實態」の三編から成るテーマを論及したもので、著者の政治學に對する並々ならぬ見識を示すものである。

主論文および副論文を通じて窺いうる著者の學殖は、法學博士の學位を與うるに十分なるものとみとめる。

昭和三十五年三月二十三日

審査委員 慶應義塾大學教授 法學博士 手塚 豊

慶應義塾大學教授 島田 久吉

慶應義塾大學教授 潮田 江次

内山正熊教授學位請求論文審査要旨

1 主論文 外交と國際政治

2 參考論文 國際政治學序説

著者の提出した主論文は「外交と國際政治—理論と歴史—」と題